

様式第 2

露店を出店するにあたり、下記1及び2に記載された事項の遵守を表明・確約するとともに、下記1から4に記載された事項に同意します。

- 1 “城陽秋花火2026“ 開催に係る露店等営業に関する規約(以下「規約」という。)第4条各号に該当しないこと。
- 2 次の各号を遵守すること。
 - (1) 主催(一般社団法人城陽市観光協会職員)及び警備員・警察官の指示に従うこと。
 - (2) 申請者以外の者が営業しないこと(名義貸しをしないこと)。
 - (3) 一般社団法人城陽市観光協会から交付を受けた出店確認証を持参すること。
 - (4) 露店等の営業に従事する者は、身分を証明するものを携帯すること。
 - (5) 18歳未満の者を午後10時から翌午前3時までの間使用しないこと。
 - (6) 出店場所及びその周辺を破損、汚損しないこと。万が一、破損、汚損等が生じた場合は、原状復旧すること。
 - (7) 出店に際して発生したゴミ等については、一般社団法人城陽市観光協会が定めた廃棄場所に廃棄し、その場に放置しないこと。
 - (8) 人の往来を妨げるような出店をしないこと。また、火器や突起物など、来場者に危害を及ぼすおそれがあるものについては、適切に対策を講じておくこと。
- 3 出店者が規約第4条各号に該当しないことを確認するに当たっては、一般社団法人城陽市観光協会が関係機関と連携して行うこと。
- 4 申し込み書に虚偽の内容が記載されていること、禁止事項が守られていないこと等が判明した場合には、直ちに出店確認を取り消されても異存のないこと及びこれにより損害が生じた場合でも一切を自身の責任とすること。